

お金に関するトラブルでお困りの方

お早めにご相談ください！

生活のために借金→その借金の返済のために借金していませんか。

ずっと返済のための借金をくり返しては借金は増える一方です。

個人の状況により方法は異なりますが、解決できます。

まずはお電話にてご連絡ください。

主な債務整理の手続き

任意整理

裁判所を通さない手続きです。弁護士が貸金業者と返済額や返済方法について交渉します。

民事再生

債務が最大1／5に圧縮されます。
その金額を3年間で返済する事になります。
計画通り返済が完了すれば、残りの借金は免除。

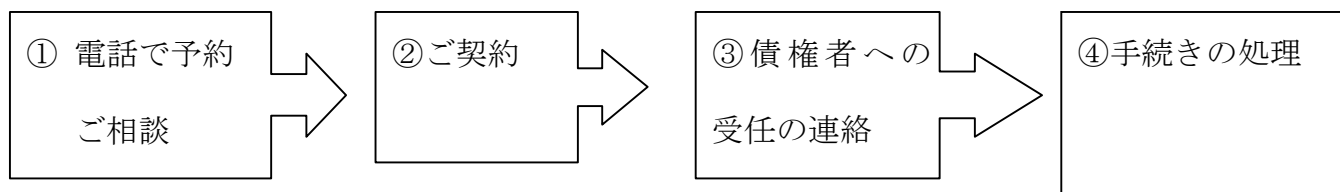
自己破産

裁判所に申し出て、借金の支払いを免除してもらう方法です。
*ただし、浪費で多額の借金をした場合には免責が許可されないことがあります。

消費者金融、信販会社の多くは、利息制限法で定められた上限金利を超えた違法な高金利で貸付を行っていました。

利息制限法を越えた部分は借金を減額したり、借金をなくしたり、払いすぎた利息分を返してもらうことができます。

《ご相談の流れ》



① お電話

直接お会いして最善の解決方法を検討致します。

最初のお電話では下記のことをお伝えください。

- ・ お名前, ご連絡先
- ・ 現在の債務額, 借入先 (件数)
- ・ ご相談のご希望日時

ご相談の際には、借入先、借入時期、借入額、債務残額をメモしてきていただくとお時間がかかりません。

② ご契約

解決方法、費用等についてご納得いただいた上で、委任契約を取り交わします。

契約の際には、印鑑をご持参ください。

③ 債権者への受任の連絡

着手金ご入金後、各債権者へ受任の連絡をいたします。

借金の催促がとまります。

④ 手続きの処理

期間は個々人の状況により異なります。

費用

相談料 30分 5250円 (税込み)

契約となった場合には上記の料金はかかりません。

債務整理の費用は解決方法により異なりますので、ご相談時にお伝えします。

料金にご納得いただいた上で契約となります。